

新	旧	備考
<p data-bbox="226 196 831 264">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="539 316 981 381">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00074 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="96 432 981 732">この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第4）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（<u>「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。</u>）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="517 898 555 927">記</p> <p data-bbox="103 975 331 1005"><b>1. 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="103 1015 286 1043">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="103 1053 981 1238">(3) 「別表 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書(貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060) 第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="103 1248 981 1394">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする(以下内諾書を発行した場合において同じ。)。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="103 1404 286 1433">①～② (略)</p> <p data-bbox="103 1442 981 1473">③ 起算点（<u>「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。</u>）</p>	<p data-bbox="1131 196 1736 264">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="1444 316 1886 381">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00074 沿革 <u>平成27年11月2日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="1003 432 1888 850">この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第4）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（<u>技術提供契約に係る技術の提供若しくはこれらに伴う労務の提供の対価及び貨物の代金若しくは賃貸料（以下「対価等」という。）の決済が起算点から2年未満までに行われる対象契約（対価等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを含む。）をいう。</u>）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1429 898 1467 927">記</p> <p data-bbox="1010 975 1238 1005"><b>1. 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="1010 1015 1193 1043">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1010 1053 1888 1238">(3) 「別表1 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書(貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060) 第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="1010 1248 1888 1394">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする(以下内諾書を発行した場合において同じ。)。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="1010 1404 1193 1433">①～② (略)</p> <p data-bbox="1010 1442 1888 1473">③ 起算点から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1</p>	

新	旧	備考
<p>から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの</p> <p>(4) 特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に対価等（<u>技術提供契約に係る技術の提供若しくはこれらに伴う労務の提供の対価及び貨物の代金若しくは賃貸料をいう。以下同じ。</u>）の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上</u>事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。なお、対象契約の相手方が名簿に未登録の者又は名簿規程第4条第2項により名簿から削除されている者にあつては、保険契約締結の申込前に速やかに名簿への登録を行うものとする。</p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>① 2 <u>国別引受制限に適合する場合には、輸出等不能の非常事由</u>（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。）<u>及び代金回収不能の非常事由</u>（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第9号までのてん補事由をいう。）について、保険契約の申込みを要する。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(6) 対象契約の信用事由のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であつて、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① 輸出等不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方</u></p>	<p>年以内のもの</p> <p>(4) 特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に対価等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>の</u>事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。なお、対象契約の相手方が名簿に未登録の者又は名簿規程第4条第2項により名簿から削除されている者にあつては、保険契約締結の申込前に速やかに名簿への登録を行うものとする。</p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>① 2. <u>国別引受制限に適合する場合には、輸出不能及び代金回収不能の非常事由</u>（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第10号までのてん補事由<u>並びに</u>約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第9号までのてん補事由をいう。）について、保険契約の申込みを要する。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(6) 対象契約の信用事由（<u>約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。</u>）のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であつて、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① 輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ. <u>名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方</u></p>	

新	旧	備考
<p>(対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イにおいて同じ。)とする対象契約(契約金額が500億円以下のものに限り。)。ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあつては、対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされている者に限り。</p> <p>ロ 名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする対象契約(契約金額が500億円以下のものに限り。)であつて、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により対価等が決済されるもの(ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている場合に限り。以下②において同じ。)</p> <p>なお、この場合、<u>ILC取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととする。</u>(なお、②ロにおいて同じ。特約書第3条第5項。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。)をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ ~ロ (略)</p> <p>ハ 特約書第3条第6項第2号ロに該当するもののうち、ユーザンスが1年以内のものであつて、バイヤー個別保証枠確認証により、保険契約の申込時において、対価等の全額が確認されたもの</p> <p>ニ 特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約。(上記ハに該当するものを除く。)</p> <p>③ 政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定する対象契約をいう。以下同じ。)については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補することとする。(契約金額が500億円以下のものに限り。)</p> <p>イ 「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等(以下「借</p>	<p>(対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イにおいて同じ。)とする対象契約。(契約金額が500億円以下のものに限り。)。ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあつては、対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされている者に限り。</p> <p>ロ 名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする対象契約(契約金額が500億円以下のものに限り。)であつて、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により対価等が決済されるもの(ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている場合に限り。以下②において同じ。)</p> <p>なお、この場合、ILC取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととなる。(特約書第3条第5項)</p> <p>ハ (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。)をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ. ~ロ. (略)</p> <p>ハ. 特約書第3条第6項第2号ロに該当するもののうち、ユーザンスが1年以内のものであつて、バイヤー個別保証枠確認証により、保険契約の申込時において、対価等の全額が確認されたもの</p> <p>ニ. 特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約。(上記ハ. に該当するものを除く。)</p> <p>③ 政府開発援助契約等(「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補することとする。(契約金額が500億円以下のものに限り。)</p> <p>イ. 政府開発援助契約等の(1)及び(12)については対象契約の決済方</p>	

新	旧	備考
<p>款等」という。)のうち、1(1)(ただし、決済方式を問わない。)及び2により決済が行われる対象契約における輸出等不能の信用事由(対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。)及び代金回収不能の信用事由</p> <p>ロ 上記イの対象契約に該当しない政府開発援助契約等における輸出等不能の信用事由(約款第4条第11号の事由にあつては対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。)及び代金回収不能の信用事由</p> <p>なお、借款等の契約の締結前及び事故時発生日において当該借款等の契約が無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととする。(特約書第3条第5項)</p>	<p>式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由(対象契約の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿規程のGB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。)</p> <p>ロ 上記イ、以外の政府開発援助契約等については、L/Cスイッチ方式、トランスファー方式(本邦内のみで決済が完了するものに限る。)又は当該借款等の供与機関から技術提供者、仲介貿易者若しくは輸出者(以下「技術提供者等」という。)への直接送金により決済される対象契約につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。</p> <p>(7) OECD輸出信用アレンジメントの取極めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。</p> <p>① 契約金額が3,000万米ドル以上の公的バイヤー向けの2年未満案件(対価等のすべての部分の決済が各船積後1年内に行われるものを除く。)については、契約締結時又は契約発効時(契約後又は契約発効後60日以内という場合も含む。)に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りでない。</p> <p>イ. 中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額</p> <p>ロ. 高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額</p> <p>なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取極めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。</p> <p>(注) 上記イ及びロの国分類は、OECD輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。</p> <p>② 上記①にかかわらず、対象契約の締結時又は当該契約の発効時に所定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記①に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第4条第11号の事由により受ける損失についてはてん補する責めに任じない。</p>	

新	旧	備考
<p>(7) (略)</p> <p>(8) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトに係る対象契約」又は「別紙5 水力発電等プロジェクトに係る対象契約」に該当するものについては、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1 (1) <u>（決済方式を問わない。）</u> 又は2に該当する対象契約</p> <p>② (略)</p> <p>(12) 特約書附帯別表第4第1項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 <u>国別引受制限の(1)③-1又は③-2の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(13) その他</p> <p>① フルターンキー条項のついた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの対象契約にあつては、<u>運用規程第15条</u>により取り扱うこととする。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) 「別紙3 原子力発電等プロジェクトに係る対象契約」又は「別紙4 水力発電等プロジェクトに係る対象契約」に該当するものについては、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の(1)又は(12)に該当する対象契約 <u>（決済方法のいかんを問わない。ラインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p>② (略)</p> <p>(13) 特約書附帯別表第4第1項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2. <u>国別引受制限の(1)③-1又は③-2の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(14) その他</p> <p>① フルターンキー条項のついた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であつて約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの対象契約にあつては、運用規程により取り扱うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>③ (略)</p> <p>④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、特約締結者が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成26年12月19日 14-制度-00223)により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約、仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約又は対象工事が本邦内にて行われる対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p><b>2 国別引受制限</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。</p> <p>なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の①-1、①-2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州若しくはアブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用)となる対象契約</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)となる対象契約(政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。)</p> <p>(表略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、特約締結者が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成26年12月19日 14-制度-00223)により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約、仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約又は対象工事が本邦内にて行われる対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p><b>2 国別引受制限</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。</p> <p>なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の①-1、①-2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州若しくはアブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用)となる対象契約</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)となる対象契約(政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。)</p> <p>(表略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>(注1) ②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。(2) ①において同じ。)</u></p> <p><u>イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であつて、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii) ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>(注2) 前受金により支払いを受ける対象契約の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 対象契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であつて、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であつて、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国の銀行が発行又は確認するILCにより決済される対象契約</p> <p>ハ (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付きI</p>	<p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であつて、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。）が発行又は確認するILCにより決済される対象契約</p> <p>ハ (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付きI</p>	

新	旧	備考
<p>LC決済の<u>対象契約</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引(貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034) II [1] 8 (5) に規定する料率の適用を受ける案件に該当するもの)</p> <p>ただし、上記(i)に該当する案件、イラク財務省保証付 I LC決済の案件、及び(ii)に該当する部分について、日本貿易保険が内諾書を発行した場合に限り、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注1) ③-2における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>対象契約の全体</u>が、政府開発援助契約等に該当する<u>場合</u>について、<u>保険契約を締結する</u>。</p> <p>ロ <u>一の対象契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた残りの契約金額の全部又は一部が③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する場合(ただし③-2に該当する場合を除く)</u>、政府開発援助等及び当該③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる(ただし、下記ハに該当する場合を除く)。</p> <p>ハ <u>一の対象契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、③-2(i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③-2(ii)若しくはイラク財務省保証付き I LC決済に該当する対象契約であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③-2(i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③-2(i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③-1(ii)に該当する部分(ただし、③-2(ii)に該当する部分を除く)について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I LCの取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③-1の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ <u>上記イからハ以外の場合、一の対象契約のうち政府開発援助等に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) ③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。</p>	<p>LC決済の<u>案件</u>。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引(貿易保険の保険料率等に関する規程(平成16年7月2日 04-制度-00034) II [1] 8 (5) に規定する料率の適用を受ける案件に該当するもの)</p> <p>ただし、上記(i)に該当する案件、イラク財務省保証付 I LC決済の案件、及び(ii)に該当する部分について、日本貿易保険が内諾書を発行した場合に限り、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>対象契約の契約金額の全部</u>が、政府開発援助契約等に該当する<u>もの</u>については<u>保険契約を締結する</u>。</p> <p>ロ <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、残りの契約金額の全部又は一部が③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する場合(ただし③-2に該当する場合を除く)</u>、政府開発援助等及び当該③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。(ただし、下記ハに該当する場合を除く)。</p> <p>ハ <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、③-2(i)に該当するもの又は残りの契約金額の全部又は一部が③-2(ii)若しくはイラク財務省保証付き I LC決済に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③-2(i)に該当する案件については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③-2(i)に該当しない案件については、政府開発援助契約等及び③-1(ii)に該当する部分(ただし、③-2(ii)に該当する部分を除く)について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金及び I LCの取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③-1の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ <u>上記イからハ以外の場合、政府開発援助等に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) ③-1(ii)イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。</p>	



新	旧	備考
<p>イ～ロ (略) (注3)～(注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない<u>対象契約</u>については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う対象契約であって、当該契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は<u>支払国に替えて保証国とする</u>。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ 「別表 国別引受基準」の『<u>契約等の金額の上限</u>』欄に金額の記載のある国を支払国とする対象契約については、<u>対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする</u>。</p> <p>ロ <u>対象契約における支払国</u>（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ハ <u>対象契約における支払国</u>（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、対象契約の約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) 当該契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金</p>	<p>イ.～ロ. (略) (注3)～(注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表<u>1</u> 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない<u>もの</u>にあつては引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う対象契約であつて、当該契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、<u>支払国に替えて保証国に係る「別表1 国別引受基準」の基準を適用する</u>。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ. <u>対象契約における支払国</u>（保証国がある場合には当該保証国）が「別表<u>1</u> 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ロ. <u>対象契約における支払国</u>（保証国がある場合には当該保証国）が「別表<u>1</u> 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、対象契約の約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) 当該契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金</p>	

新	旧	備考
<p>による支払いを条件とする（ILCの額面と前受金の額の合計が、契約金額となる場合を含む。）ものとは次のものをいう。 イ.～ロ.（略）</p> <p>附 則〔抄〕 附 則〔平成27年11月16日〕</p> <p>1 この改正は、平成27年11月30日から実施する。 2 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書第3条第3項第1号における本規程「別紙2 政府開発援助契約等」並びに同（1）及び（12）とは、改正後は「別紙3 政府開発援助契約等」並びに同1（1）及び2をいうものとする。</p>	<p>による支払いを条件とする（ILCの額面と前受金の額の合計が、契約金額となる場合を含む。）ものとは次のものをいう。 イ.～ロ.（略）</p> <p>附 則〔抄〕 附 則〔平成27年11月2日〕</p> <p>この改正は、平成27年11月10日から実施する。</p>	
<p><u>〔別紙1〕</u></p> <p><u>2年未満案件の解釈等</u></p> <p>1 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1) 対価等の決済が起算点から2年未満までに行われる対象契約 (2) 対価等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われ、その他の部分の決済が起算点から2年未満までに行われる対象契約</p> <p>2 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ① 単体貨物：一個体毎に機能を有するもの又は使用し得るもの： ・E/S（各船積時）起算又はM/S（中間船積時＝契約金額の50%を超えて船積みされた時）起算以前 ② 複合貨物：2種類以上の貨物の組合せにより機能するものであって、据付指導等の責任を有さないもの： ・E/S、M/S又はLM/S（主要貨物船積時＝通常付属部品を除く本体貨物のL/S（最終船積時）又は契約金額の95%を超えて船積みされた時）起算以前 ③ 複合貨物：2種類以上の貨物の組合せにより機能するものであって、据</p>	<p>(新設)</p>	

新	旧	備考
<p>付指導等の責任を有するもの：  <u>・ P/A（仮引渡時）起算又はC/O（検収テスト終了時）起算以前</u></p> <p><u>（備考）</u>                      1 <u>E/S</u> : Each Shipment                      2 <u>M/S</u> : Middle Shipment                      3 <u>LM/S</u> : Last Major Shipment                      4 <u>P/A</u> : Provisional Acceptance                      5 <u>C/O</u> : Commissioning</p>		
<p><u>[別紙2]</u></p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1 <u>対象契約の仕向国は、以下によるものとする。</u>                      ① <u>（略）</u>                      ② <u>本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国（対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の相手方が所在する国）</u>                      ③ <u>（略）</u></p> <p>2 <u>対象契約の支払国は、以下によるものとする。</u>                      ①～② <u>（略）</u></p> <p>3 <u>対象契約の保証国は、以下によるものとする。</u>                      ① <u>I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国（I L C発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、支店の所在する国）</u>                      ② <u>確認付のI L Cの場合は、当該I L Cの確認銀行が所在する国（I L C確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、支店の所在する国）</u></p>	<p><u>[別紙1]</u></p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>対象契約の仕向国は、以下によるものとする。</u>                      ① <u>（略）</u>                      ② <u>本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国。ただし、対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の相手方が所在する国</u>                      ③ <u>（略）</u></p> <p>2. <u>対象契約の支払国は、以下によるものとする。</u>                      ①～② <u>（略）</u></p> <p>3. <u>対象契約の保証国は、以下によるものとする。</u>                      ① <u>I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国</u>  <u>ただし、I L C発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国</u>                      ② <u>確認付のI L Cの場合は、当該I L Cの確認銀行が所在する国</u>  <u>ただし、I L C確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p>	

新	旧	備考
<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる借款等 <u>(注)</u> により決済される対象契約をいう。</p> <p>1 決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から技術提供者等への直接送金のいずれかにより行われる借款等                      (1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>2 <u>日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等</u></p> <p><u>注：保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>[別紙2]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、<u>贈与、無償供与等日本政府が支払人となる対象契約及び次に掲げる借款等により決済が行われる対象契約であって、当該1決済がL/Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から技術提供者等への直接送金により行われるもの</u></p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 贈与、無償供与等日本政府が支払人となる対象契約</u></p> <p><u>(13)～(17) (略)</u></p>	
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトに係る対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）に係る対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>15 億円以上</u>のものに限る。</p>	<p>[別紙3]</p> <p>原子力発電等プロジェクトに係る対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）に係る対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>10 億円超</u>のものに限る。</p>	

新	旧	備考
<p>[別紙5] (略)</p>	<p>[別紙4] (略)</p>	
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1：1_以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の対価等の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2_前項に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00074）別表の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p>	<p>[別表1]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>※「<u>契約等の金額の上限</u>」：一件当たりの対象契約の金額の上限  <u>「ユーザンスの上限</u>」：対象契約における対価等の支払猶予期間</p> <p>注1：1_以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の対価等の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2_前項に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00074）別表1の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p>	

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
注2 (略)	注2 (略)	
(削除)	<p><u>[別表2]</u></p> <p><u>国カテゴリー表 (略)</u></p>	